

# 滋賀県単独土地改良対策事業補助金交付要綱

滋 耕 第 72 号

滋農村第 33 号

昭和 62 年 1 月 20 日

一部改正 昭和 62 年 7 月 13 日

一部改正 昭和 63 年 4 月 1 日

一部改正 平成元年 7 月 7 日

一部改正 平成 2 年 4 月 2 日

一部改正 平成 6 年 6 月 20 日

一部改正 平成 8 年 4 月 1 日

一部改正 平成 12 年 4 月 3 日

一部改正 平成 14 年 3 月 15 日

一部改正 平成 17 年 4 月 1 日

一部改正 平成 18 年 2 月 1 日

一部改正 平成 20 年 4 月 1 日

一部改正 平成 21 年 4 月 21 日

一部改正 平成 22 年 4 月 1 日

一部改正 平成 23 年 4 月 1 日

一部改正 平成 25 年 4 月 15 日

一部改正 令和 2 年 4 月 1 日

一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

一部改正 令和 4 年 4 月 1 日

一部改正 令和 5 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 知事は、土地改良事業の推進および対策、土地改良施設の散在性ごみ対策、県有土地改良財産および国営代行土地改良施設の譲受ならびに国営かんがい排水事業地元負担金償還助成のため、市町、土地改良区および知事が適当と認める団体が行う事業および事務（以下「対策事業等」という。）に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象および補助率)

第 2 条 前条に規定する対策事業等の種類、補助対象およびこれに対する補助率は、別表 1 に定めるとおりとする。

## (交付申請の手続)

第 3 条 規則第 3 条に規定する補助金交付申請（別紙様式第 1 号）の提出期限は、予算の割当の通知があった日から 30 日以内とし、その添付書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画の概要（別紙第 1-1、第 1-2、第 1-3、第 1-4）
- (2) 収支予算書（別紙第 2）

2 補助事業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕

入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方税消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第 4 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者等は、対策事業等を中止し、または廃止しようとする場合もしくは事業費の変更を行う場合においては、あらかじめ変更承認申請書（別紙様式第 2 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業者等は、対策事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由および対策事業の遂行状況を記載した書類を提出し、その指示を受けなければならないこと。

（状況報告）

第 5 条 補助事業者等は、規則第 10 条の規定に基づき、対策事業等の遂行状況に関し、補助金の交付の決定に係る年度の 12 月末日現在における遂行状況報告書（別紙様式第 3 号）を当該年度の 1 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第 1 項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告書）

第 6 条 規則第 1 2 条に規定する実績報告書の添付書類および提出期日は、次のとおりとする。

(1) 添付書類

- ア 補助事業の成果（別紙第 4-1、第 4-2、第 4-3、第 4-4）
- イ 収支精算書（別紙第 5）

(2) 提出期日

実績報告書は、対策事業等の完了の日から起算して 30 日以内または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

ただし、補助金の全額が概算払により交付される場合の提出期日は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 5 月 10 日までとする。

- 2 第 3 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者等は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 3 条第 2 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者等は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第 5 号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第7条 補助事業者等は、規則第15条の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別紙様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第8条 知事は、補助事業者等が規則第17条および第18条の規定により返還すべき補助金の全部または一部を納付しない場合においては、その者に対して他の土地改良事業等について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納額とを相殺することがある。

(書類の経由等)

第9条 規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄農業農村振興事務所長に提出するものとする。

2 前項の書類の提出部数は、別表2に掲げるとおりとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条

補助事業者等は、第3条の規定に基づく交付申請、第4条の規定に基づく変更承認申請・対策事業等の遂行が困難となった場合の遂行状況報告、第5条の規定に基づく遂行状況報告、第6条第1項の規定に基づく実績報告、第6条第3項の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告、第7条の規定に基づく補助金概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理日数)

第11条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、第3条の規定による申請があった日から起算して28日以内に行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年1月20日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年7月7日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月2日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年6月20日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年3月15日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 1 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 21 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 15 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金に限り適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金に限り適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金に限り適用する。

---